

## 大阪大学サイバーメディアセンターサイバーメディアコモンズ利用負担金細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学サイバーメディアセンターサイバーメディアコモンズ使用要項第10条第2項の規定に基づき、サイバーメディアコモンズの利用負担金について必要な事項を定めるものとする。

(利用負担金の額)

第2条 利用負担金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) Mishité (ビジュアルライゼーションラボラトリー) については別表第1による。
- (2) i→Re (ファブリケーションラボラトリー) については別表第2による。
- (3) Café (カフェ) については別表第3による。
- (4) Meeting (ミーティングルーム) については別表第4による。
- (5) Freesp (フリースペース) については別表第5による。
- (6) e-Lounge については別表第6による。
- (7) Lobby (ロビー) については別表第7による。

(利用負担金の納付等)

第3条 納付方法は学内利用者については予算振替とし、会計年度毎に納付するものとする。学外利用者については、原則として振り込みによる前納とする。

2 既納の利用負担金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用負担金を返還することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により、使用等ができなくなったとき。
- (2) 本センターの都合により使用等を取消、又は中止させるとき。
- (3) 第2条に掲げる別表に返還の定めがあるとき。

附 則

この細則は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月22日から施行する。

サイバーメディアコモンズ利用負担金

別表第1

Mishité (ビジュアライゼーションラボラトリー) 94 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料(注1)	画像処理PCクラスタ 利用料
学内利用者	無料	時間 2,500円(注2)
学外利用者	大阪大学固定資産管理規則に基づく貸付料(以下「本学貸付料」という。)	利用不可

※大規模計算機ユーザーが利用申請した目的で利用する場合は、画像処理PCクラスタを利用可とし、上記に関わらずすべて無料とする。

(注1) 24面大型ディスプレイ及びマイクの利用料は、施設利用料に含まれるものとする。

(注2) 一年度当りの利用料は75,000円を上限とする。

別表第2

i→Re (ファブリケーションラボラトリー) 46 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料	機器使用料	
		3Dプリンタ	無料
学内利用者	無料	大判プリンタ	無料
学外利用者	本学貸付料	利用不可(注1)	

※機器使用料は、当面の間無料とする。

(注1) サイバーメディアセンター長が認めた場合はこの限りでない。

別表第3

Café (カフェ) 47 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第4

Meeting (ミーティングルーム) 19 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第5

Freesp (フリースペース) 1 4 7 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第6

e-Lounge 5 8 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第7

Lobby (ロビー) 5 6 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料